

# 令和3年度第3回

## 寒川町総合教育会議会議録

日 時：令和4年2月8日（火）  
午後1時30分 ～ 午後2時55分（85分）

場 所：町民センター3階 講義室

### <出席者>

- 1 木 村 俊 雄（寒川町長）
- 2 大 澤 文 雄（寒川町教育委員会教育長）
- 3 大 川 勝 徳（寒川町教育委員会教育長職務代理者）
- 4 小 川 雅 子（寒川町教育委員会委員）
- 5 大 関 博 之（寒川町教育委員会委員）
- 6 布 谷 あけみ（寒川町教育委員会委員）

### <出席職員>

企画部長	深 澤 文 武
総務部長	野 崎 誠
町民部長	戸 村 孝
学び育成部長	伊 藤 研

### <事務局職員>

教育次長	内 田 武 秀
教育政策課長	高 橋 陽 一
学校教育課長	小 島 康 義
教育政策課専任主幹 （兼）学校教育課専任主幹	黄 木 悟
教育政策課副主幹	尾 畑 浩 司
書記	三 澤 功 一

## 令和3年度第1回寒川町総合教育会議 次第

### 1 開 会

### 2 議事録承認委員の指名 大川 委員

### 3. 学校適正化等検討の背景等について

### 4. 協議

寒川町立小・中学校適正化等基本方針（素案）について

(1) 基本理念、適正な学校規模について

(2) 学校の適正化等を進めるに当たっての留意事項、学校再編計画の策定について

### 5. その他

### 6. 閉会

## 1. 開 会

(木村町長)

皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中、お集まりをいただきありがとうございます。外の天気は非常に日差しもよくて、まさにコロナでばたばたしているような状況にはちょっと想像がつかないような天候ではありますけれども、先日の6日から一般高齢者の3回目のワクチン接種もスタートしました。何とか3月の前半には高齢者の終了をしたいなと思っていましたし、順次、年代の若い方、また5歳から11歳までの子どもたちについても接種をするようにという国の指示もあって、これはあくまで強制ではありませんから、ご本人というか保護者の皆さんの了解を得ながら進めていかざるを得ないなと思っていました。子どもさんたちは接種率がどうかという心配はありますけれども、接種することによって重症化を防ぐという観点からは、私としてもやむを得ないのかなという思いがします。接種はスピードとよく言いますが、今回3回目の接種も神社の協力を得て、寒川神社の参集殿が集団接種会場という協力もいただいていますし、個人開業医のほうでも順次、受付等で対応されていますので、早く接種を終了したいなと思っております。

そういった中ではございますけれども、本日、これより今年度の第3回目となります、寒川町総合教育会議を開催したいと思っております。なお、本日は小・中学校の適正化という、非常に大きなテーマでございます。この小・中学校の適正化につきましては、単に学校の数を減らすということではなく、これを機会に、いかに寒川の子どもたちにとって望ましい教育環境を整えていくかという、ある意味、時代を背負う子どもたちへの積極的な意義ある、責任ある会議だと思っております。

そうした中で、昨年の10月、保護者、一般町民、また教職員の方々を対象に、目指すべき望ましい教育環境に関するアンケート調査についても実施をしたところでございます。教育委員の皆様とは、このアンケート調査の結果なども共有し、今後も適宜協議を進めながら、学校教育施設をはじめとした公共施設の再編を進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、次第に沿って進めてまいりたいと思っております。

## 2. 議事録承認委員の指名

(木村町長)

まず、最初に議事録承認委員の指名でございます。これまでどおり教育委員の名簿順で1名の方をお願いする形としてございますので、今回は大川委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(大川委員)

よろしく願いいたします。

(木村町長)

それでは、よろしく願いをいたします。

### 3. 学校適正化等検討の背景等について

(木村町長)

次に次第の3点目でございます。協議事項に入る前に寒川町立学校の現状と予測、あるいは町が目指す教育、また、学校適正化等に係る基本方針を策定する目的などにつきまして、事務局から説明をお聞きしたいと思います。

なお、その前に本日の会議時間でございますけれども、こういう状況下ですから、会議はあまり長くはできません。本来ですと1時間ぐらいが望ましいのでしょうけれども、今日はテーマが非常に幅広い、深いものがありますので、長くても2時間、3時半までには終了したいなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、事務担当より説明をお願いいたします。

(教育政策課専任主幹(兼)学校教育課専任主幹)

それでは事務局よりご説明させていただきます。まずこの基本方針についてでございますが、今後の再編計画策定に向けた大枠を定めるものになります。

内容としては、適正な学校規模、適正な学校配置、また、それにとどまらず、先ほど町長よりもありましたとおり、学校の適正化を契機として教育環境の整備・充実についても記載しているところでございます。

それでは、表紙の裏面になりますが、この検討の背景ということで、「はじめに」という部分、1ページ目から8ページ目まで、これからご説明申し上げます。

それでは、1ページ目をご覧ください。まず初めに、学校適正化等検討の背景ということで記載をさせていただいております。その中でも、2つに分けて、(1)として寒川町の公共施設再編に関する経緯、こちらを記載してございます。

2016年の寒川町公共施設等白書の作成に始まりまして、2021年の寒川町公共施設再編計画の策定といったところを示させていただいております。また、この公共施設再編計画の内容につきましても、1ページ目の中段より、記載がされておるところです。内容としましては、多くの施設で建て替えなどの更新時期が一斉に到来すること。また、本町におきましても人口減少が進むという予測があるということ。また、それに伴って町の税収も減収になるということ等も予想されておるところでございます。

2ページ目には、こういったことを受けまして、公共施設の配置について検

討を行って、その中でも学校教育施設の再編、統合、複合化、既存建物の長寿命化等も必要であると。そういったところで、2021年度以降に検討組織を設置し、ソフト面、ハード面、財源面等を踏まえて、おおよそ2年程度の間に結論を出すということになっていることを記載されておるところでございます。

また、2つ目としまして、学校適正化等に関する考えということで、学校については今後も小規模化というのが予測されております。この小規模化については、よい面、また、その反対に様々な課題というのも指摘されておるところでございます。

そういった中で、厳しい財政状況の中、学校の適正化というのが求められているということで、ただ単なる適正化の中でも、校舎等の老朽化対策にとどまらずに、動きの速い社会変化に合わせた教育内容、また、時代にふさわしい教育環境の整備というものを進めていくということが求められていることを記載させていただいております。そういった中で、今回の寒川町立小・中学校適正化等基本方針を作成していくということで記載させていただいております。

3ページに移りまして、2番としまして、寒川町立学校の現状と予測ということで記載させていただいております。2021年度における町立小学校の児童は2,576人。これが2025年度から徐々に減少傾向に転じまして、2045年度には2,000人を割り込みまして、1,989人となる見込みであり、2021年度比23%の減少ということが予想されております。

また、中学校につきましても、2021年度については生徒数1,260人でございますが、これが2032年度から徐々に減少傾向に転じまして、2044年度には995人ということで1,000人を割り込むところで、これは2021年度比におきまして約21%の減少ということで見込まれているところです。

また、4ページには、そういった児童生徒の減少だけでなく、学校規模としまして学級数の状況も減少傾向にあることを示させていただいております。

さらに、ハード面の部分で、(3)番としまして学校教育施設の使用目標年数等、建築後50年を経過した校舎等を保有する学校が3校、建築後40年では6校となっていることを記載させていただくとともに、5ページでは寒川町公共施設再編計画から抜粋させていただきました、各小・中学校の校舎等の状況について記載させていただいております。

また、6ページに移りますが、こういった適正化を検討する上では、やはりハード・ソフトそれぞれ相関関係がございますので、こういった教育を目指していくのかを明確にしておく必要がございます。

そういったことから、3番としまして寒川町が目指す教育を2点、(1)としまして本町教育の基本理念、こちらは教育振興基本計画より抜粋させていただいております。

また、7ページにはもう一つ、2番目としまして、目指す子ども像、さむかわっ子、こちらも教育振興基本計画より抜粋させていただき、確認をさせてい

ただいております。

8 ページ、最後になりますが、4 番としまして、基本方針を策定する目的を明記させていただいております。こういった適正化を通じまして、小規模化する学校に伴って発生する様々な課題を解消すること。本町が目指す教育の実現に向けた一方策として適正化を進めていくということ。この基本方針については、学校の適正規模、配置等の基本的な考え方を示すものであること。

最後に、今後取り組む学校適正化の具体的な計画づくりのための指針としていくこと。こういったことを記載させていただき、確認させていただいておるところでございます。

事務局からの説明は、以上になります。

(木村町長)

ありがとうございます。ただいま説明をいただきました、担当より説明のあった背景なども念頭に置きながら、次の本来の協議事項であります、協議事項 4 点目に入るわけでございますけれども。

今の説明の最終項目の中でも、基本方針を策定する目的にも書かれております。将来、小規模化することに伴う様々な課題を解消するということと、公共施設の再編計画にも絡みます。前にもお話ししましたが、学校施設関係が非常に公共施設の大半を占めているという状況で、この学校の施設、あるいは学校の教育内容に伴って大きくその辺の計画も位置づけが変わってくる部分もあります。ですので、ぜひ、今日はそういった意味も含めて、この協議項目、皆さんとともに考えてまいりたいなと思ってございます。

#### 4. 協議

(木村町長)

それでは、協議事項に入りたいと思います。まず 1 点目といたしまして、寒川町立小・中学校適正化等基本方針（素案）のうち、基本理念、適正な学校規模について、でございます。

今日、少子高齢・人口減少社会の到来が社会的な課題となっておりますけれども、これは寒川町だけではなく全国的な一つの流れではあります。寒川町では、少子高齢化に対応して地域の持続可能性を有した魅力ある町であり続けるため、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づきまして、雇用機会の確保と産業の創出、若い世代の子育て環境の整備、町の魅力と認知度の向上といった、3 つの項目を掲げまして、若い世代の流入促進、転出抑制に向けた施策を積極的に展開し、近年における近年人口動態は目標人口を超えて減少ではなく、やや緩やかな増加傾向にもございます。全体の取組としては、ある意味推計とも重なる部分もございますけれども、順調に進んでいるかなという判断をさせていただきます。

しかしながら、寒川町における年少人口、いわゆる 0 歳から 14 歳の年少

人口は今後40年間で約24%減少というような見込みもございます。小・中学校の規模が小さくなることで、きめ細かな指導が期待できる一方、クラス替えが困難とか、集団活動が制限されるなどの学習環境への影響が大変懸念をされていることから、寒川の子どもたちにとって望ましい教育環境をどう整えていくかということが重要となってくるわけでございます。これは総合教育会議の協議、調整事項である、教育の条件整備に係る事案であることから、本日の協議事項としたところであります。

それでは、これよりまず寒川町立小・中学校適正化等基本方針（素案）のうち、基本理念、適正な学校規模について事務局より、説明をお願いしたいと思います。それを受けまして、皆様からご意見あるいはお考えなどをいただきながら議論してまいりたいと思いますので、事務担当より説明をお願いいたします。

（教育政策課専任主幹（兼）学校教育課専任主幹）

よろしく願いいたします。

それでは、9ページ目をご覧ください。こちらのほうから基本方針本体ということになっております。この基本方針を定めていく上で、まず基本理念を明記しておるところでございます。これは、適正化等検討委員会でも確認されましたが、基本理念としまして、将来の寒川の子どもたちにとって目指すべき望ましい教育環境づくりを行うということにしております。

続いて、2番の適正な学校規模でございます。これについては、まず基本的な考え方を次のとおり、①から③まで3点で整理させていただいております。まず1点目、社会性等を育む視点としましては、児童生徒が幅広い人間関係の中での多様な経験、また、クラス替えができる学校規模、さらには多様な教育活動が可能となる学校規模、中学校卒業後には子どもたちは様々な環境の下で新たな人間関係を築いていくこととなります。そうした環境の変化にも今後、対応できる力を養っていかなければならないということを明記させていただいております。

続きまして、10ページでは、2つ目の視点、指導体制を充実する視点がございます。こちらにつきましては、教員同士が相互に十分な意見交換を通じまして、指導方法の工夫や改善に組織的に取り組むことができる教員数の配置が可能となる学校規模、小学校については主に学級担任制を行っておりますが、こちらについても教員が組織的に相談、研究、協力などができ、授業の質の確保ができるように、少なくとも各学年2学級以上の学級規模を確保すること。また、教科担任制を行っている中学校につきましては、規模に応じて小規模化しますと教員配置数も少なくなりますので、そういった中で教員免許を持たない教科を指導するような免許外指導、こういったことが起こらないように、また、教員が少なくなることによって、授業の質が相対的に低下する可能性が懸念されておるところでございますので、特に授業時数の多い教科、国語、社会、数学、理科、英語については、複数の教員の配置が可能となるような、少なく

とも各学年3学級以上の学級規模、こういったことを目指すべきということで、明記させていただいております。

また、3点目の視点としましては、学校を運営する視点としまして、一定の教員数を確保することによって、校務を分担することで教員一人一人が担う負担を軽減する。また、教員が出張や研修で学校不在の場合でも、代わりの教員による授業が組みやすいように、こうしたことから、少なくとも各学年2学級以上の学級規模を目指すべきということで記載させていただいております。

また11ページでは、(2)としまして町民、保護者、教職員対象のアンケートを実施しましたが、そのアンケートからの主な意見を4点、記載させていただいております。1点目は、小学校については幅広い人間関係づくりや、クラス替えが可能となることなどを理由に、1学年当たりの学級数について3学級から4学級程度がよいとの回答が9割程度を占める結果となっております。また、中学校については、クラス替えができることなどを理由に、1学年当たりの学級数が、同じく3学級から4学級程度がよいとの回答が約7割を占める結果となっていること。

また3点目に、学校現場からは各教員の校務を適切に分担でき、子どもたちと関わる時間が増えるように、一定の学校規模という意見が多く見られておるところ。

最後に4点目として、学校全体としては一定の規模が必要であるという意見が多かった反面、学級という規模については、教員の目が行き届き、きめ細やかな指導ができるというような理由から、少人数が望ましいとの意見も寄せられていることを記載させていただいております。

さらに、適正化等検討委員会からの主な意見、確認された事項としまして、3点記載されております。1点目は、2021年に策定されました寒川町公共施設再編計画を踏まえて検討を行っていくこと。基本理念にありますように、2点目としては、子どもたちにとって望ましい教育環境という視点から検討を行うこと。最後に、教職員の負担を軽減し、子ども一人一人に目が行き届くようにすることを記載させていただいております。

こうした(1)から(3)番までの内容を踏まえまして、寒川町が目指す学校規模としまして、小・中学校でそれぞれ記載をさせていただいております。本町における学校規模の基準としては、小学校ではクラス替えが可能となる各学年2学級以上、中学校についてはクラス替えが可能であり、かつ免許外指導を生じさせることなく、国語、社会、数学、理科、英語に複数教員が配置できる、各学年3学級以上ということで記載をさせていただいております。

先日行われました検討委員会におきましては、こちらの上限を設けるのはいかがかというご意見もございましたが、上限を設けている自治体もあれば、ない自治体もございます。上限を設けている自治体につきましては、規模が過大、大きくなり過ぎている学校もあるというところから上限を設けておるところでございます。本町については、過大規模になる学校は今後予測されてございませんので、下限の部分のみ記載ということで、このようにさせていただいて



おるところでございます。

事務局からの説明は以上となります。よろしく願いいたします。

(木村町長)

ありがとうございました。説明が終わりました。

最初の大きなテーマでありますけれども、基本理念、適正な学校規模について協議をしたいと思えます。私もコメントしますけれども、その後は各委員さん、順次、大川委員、大関委員、小川委員、そして布谷委員という順で、大澤教育長はその後ということで、皆さんの意見を踏まえた形でも結構ですし、ご意見をいただければなと思えます。

私、前もって資料を頂きまして見ておりましたが、この基本方針がございますけれども、9ページの基本方針の下に基本理念が示されております。それと、それはやはり基本方針における基本理念という意味合いだと思うんですけれども、あと6ページの本町教育の基本理念、ここにも基本理念が出ております。

私の持ち得る知識の中では、やっぱり理念と方針、どちらが上位かという部分もありますけれども、理念というのがやはりあくまで根本的な考え、根本の考えだと思えますし、方針は文字どおり、将来、目標とすべき大まかな方向性だと思っておりますので、この9ページの基本方針で1として基本理念という組立てがちょっと何か気にはなったんです。あえて、これ基本理念という言葉ここに載せなければならぬのか。あるいは、将来の寒川の子どもたちにとって目指すべき望ましい教育環境づくりを行うために、次のように基本方針を定めるという形のやり方もあるのかなと思えますけれども。これは私の意見でございます。そういうふうな言葉でこだわったわけではございませんけれども、少しいかがなものかなという感じがいたしました。

いずれにしても、今、説明をいただきました。適正な学校規模につきましては、ある意味11ページにまとめが出ておりますけれども、児童生徒にとっても、教職員にとっても、目指すべき望ましい教育環境づくりを考えていく上では大変重要な要素であると思っております。

そういった部分では様々、複数の視点、またアンケート等の意見から検討を今後進めていただきたいというのが、私のコメントでございます。

それでは、委員の皆さんから、ご意見、お考えなどご発言をお願いしたいと思います。まず、大川委員からよろしく願いします。

(大川委員)

先ほどの町長のご挨拶にもございましたが、この未来の寒川を担う子どもたちを育てる教育環境、これをいかに整えていくのかということは、とても大切なことだと思います。また、これは学校教育のみならず、町の重要な子育て支援策にもつながっていくものと思っております。今日は考える機会を与えていただき、ありがとうございます。

さて、ここにある資料は、あるいは事務局からの説明ですが、基本理念や適正な学校規模について、よく整理されていて、目指す方向性もしっかりしているなど感じました。町が目指す学校規模、これは小学校では各学年2学級以上、中学校では、各学年3学級以上ですが、これは妥当なものだと思っております。これにつきましては、世界的な調査でも学校規模が小さいほど、教育効果が高いというコールマン報告というものが明らかにされているところです。また、小さなクラスほど学習意欲や態度が積極的になる傾向があるということも、世界的な調査で明らかにされています。小さな学校、小さなクラスが子どもたちの人間性や学力向上を図る大切な要素の一つになっているのは確かだと思います。

寒川の子どもたちの教育課題の一つに、学力向上があります。小さな学校、小さなクラスの方性は、ひとつ押さえておきたい事柄だと思っております。ただ、小さければ小さいほどよいのかというと、そうでもないということがあります。学校では授業を行う以外に、校務分掌の業務があります。学校規模が小さくなり過ぎて、分掌業務に人手が足らなくなるというようなことがあっては、子どもたちがかわいそうであります。また、中学校では部活動指導に当たる顧問の先生が足らなくなる。そういうことでは困ります。過日実施されたアンケート調査の中にも、部活動数を増やしてほしいなどの意見が多くありましたが、学校規模が小さくなると、教師の数も少なくなります。当然、顧問の数も少なくなって、子どもたちが希望する部活動が行えなくなってしまうという事態も発生してしまいます。やはり適正な数の子ども、適正な数の教師、これは確保されねばならないと思っております。そのようなことから、総合的に判断した、町が目指す学校規模は、これは妥当なものと考えております。

以上であります。

(木村町長)

ありがとうございます。

(大関委員)

いいですか。

(木村町長)

どうぞ。

(大関委員)

この資料を見させていただきまして、本当とてもよくできている資料で、保護者または子どもたちもそうですけれど、いろいろな人の意見が反映されていて、いい資料だなと拝見をさせていただきました。

自分が一番こだわるというかあれなのが、寒川にいる子どもたちが全て平等

な環境で勉強できるというのが一番適正なのかなと思っています。今の学校数そのままですと、先ほど言ったように1つの学年で1クラスという状況があったり、またはどここの学校だと多いクラスがあってという、人数がたくさんいる中で勉強できるというふうに、住む地域によって小さいところへ行かなきゃいけない、大きいところへ行かなきゃいけないとか、そういうことにならないように設定をしていかなきゃいけないのかなというのが、自分の根本的な意見になります。

また、この町の方たち、今、検討委員会の方たちもものすごくよくやっていただいています、いい方向性に進んでいるかと思うんですけども、今やっているのが、どちらかというと、やはりルールの中で子どもたちがどうしたらいいかと一生懸命考えていただいていると思います。ちょっと逆な部分で、子どもたちがこういうふうな生活をしたい中で、このルールの中で最大限生かせるのは何かと。子どもの視点から考えることももっと必要なかなと思いますので、そういうところも踏まえた上で、これからもこの検討をしていきたいなと思っています。この学校の適正数に関しては、本当これで適正ではないかなと自分も思っています。

以上です。

(木村町長)

ありがとうございます。では、小川委員、お願いします。

(小川委員)

では、発言させていただきます。

基本理念に関しましては、ICT、AIが進んで人間の生活がどんどん豊かになりますけれども、その中で、自分の言葉を持ち、自分の力で生活がしていける大人になってもらいたいという希望があります。これから回答のない社会の中で生き抜く力というのを身につけてもらいたいし、助け合いの心というのも持った人間に寒川の子どもたちが成長してもらいたいと願っております。

そして、適正な学校規模についてですけれども、自身の子育ての頃を振り返ってみますと、子どもが本当に幼い頃は小規模な幼稚園を選びました。小規模のよさというのがそこにはありまして、例えば園長先生の保育方針というものを幼稚園教諭、保護者、皆が理解し、同じ方向を向いて子どもたちを育む環境というのは、非常によかったと感じています。

その小規模のよさもあるんですけども、一方で、小学校に上がりますと、様々な専門性を持った先生方との出会いというのは、子どもたちに心の成長、それから将来の夢に大きな影響を与えると考えます。

例えば、美術を専攻していらっしゃった先生がいたんですけども、その先生に教われば、図工の作品が楽しみだなと思いましたが、また、自身の子どもが5年生のときに、国語がお得意の先生に教えていただきまして、そのときは百人一首を大分楽しく学ぶ仕掛けということをしてくださったんです。そのと

き、子どもたちは皆楽しんで古典に親しんでおりました。そのとき、隣のクラスに比べたら、そのクラスの子たちは古典に大分親しめたと思っています。ありがたいと思いました。

アンケート、目指すべき望ましい教育環境に関するアンケート調査の結果でも、多くの方が3、4クラス程度が望ましいという結果でしたけれども、私も申し上げましたように、いろいろな専門性を持った先生方に多くいてほしい。様々な知見を持った大人と接しながら育ってほしい。そういった視点から、やはり少なくとも2クラス以上、できれば3、4学級というのが望ましいなど考えております。

以上です。

(木村町長)

ありがとうございます。では、布谷委員、お願いします。

(布谷委員)

私は初めに、この学校適正化等検討の背景等についてという説明を、資料をそろえていただいた中で見させていただいて、こんなふうに40年とか50年先が、こんなふうになるんだというのをまず見て、そうなんだということで勉強させていただきました。

そして、言うまでもなく、学校は児童生徒の教育、すなわち確かな学力であったり、豊かな心、健やかな体、知徳体を育むための教育の基盤となる場所であると思っております。

ですから、この基本理念の寒川の子どもたちにとって、40年先、50年先、先を見据えた、目指す望ましい教育環境づくりを行うということは、大変重要というか必須なことだなどというのを納得いたしました。

それに、ソフト面、ハード面、財政面のこの観点をきちんと踏まえて検討していくということは、大変理にかなったことだと思います。そのそれぞれの観点について様々な面から、プラスの面であったりマイナスの面であったり、いろいろな分析が行われており、それに基づいての寒川町の今後を目指す学校規模についての基準が示されていると思っておりますので、本当に私はこのとおりでいいなというか、納得できる内容だなどと思っております。

以上です。

(木村町長)

ありがとうございました。それでは教育長、お願いします。

(大澤教育長)

冒頭、町長より、理念と方針の関係についてお話がございました。校長が学校経営を行っていく場合、まず、基本理念があるんです。それから、具体的な方針が出てきます。ですから、その辺の並びというのは、今後また検討してい

く必要があるのではないかなと感じました。

また、大関議員から子どもが平等に教育を受けるような環境が必要ということですが、このためには学校規模等もほぼ同じようにしていかなければいけないという課題があります。そうなってくると、全町的に学区の大幅な見直し等をやっていく必要があると思いますので、これは大分、労力が要るのかなと思います。検討委員会のほうで検討課題として議論していただければありがたいなと思いました。

ただいま、本当いろいろと教育委員さん方から様々な意見を出してもらいました。今後30年後の小・中学校のあるべき姿を想像することは大変に難しいことではありますが、教育委員会としましても学校適正化計画が寒川町の児童生徒に大きな影響を与えるという点で、大変重要かつ緊急の課題であると考えています。平成31年に寒川町公共施設総合管理計画が策定されつつある中で、同年1月の総合教育会議で、この件について各自自由な意見を出し合いながら協議をしました。それを受けて、その年の2月から4月までの間に、校長会、PTA、自治連など関係団体から意見を聴くなど、何度か調査研究会を開催し、定例教育委員会で3か月間にわたり協議を行い、その当時の考えとして方向性をまとめました。

そのときの教育委員会の議論内容が、この基本方針の随所に見られるなど、本当によくまとまっていると思います。教育委員の皆さんも、この基本方針の素案を読みながら、もっともな内容だと感じられたのではないかと思います。

それでは、私から学校適正化等を進める考え方と、学校規模について、少し述べさせていただきます。まず、1点目の学校適正化等を進める考え方ですが、寒川町の現状として今後少子化がますます進み、将来的に学年1クラスの小学校や学年2クラスで教科担任制が円滑に機能しにくくなる中学校も出てきます。今後の寒川の学校教育のことを考えていくに当たって、数や規模にのみ視点を当てた考え方ではなく、財政的な面を考慮しつつ、まずは寒川の子どもたちの教育をどうしていくのかということに視点を当てた進め方にしていかなければならないと考えております。

今回の基本方針の素案の中では、将来の寒川の子どもたちにとって目指すべき望ましい教育環境づくりといった、教育の充実、未来を生きる子どもたちのためということを中心に据えてありますが、そこはぜひ大切に進めていきたいと思えます。

2点目の学校規模についてでございますが、子どもたちが幅広い人間関係の構築や、多様な経験ができるよう、様々な教育活動を展開し、互いに切磋琢磨できる環境を考えていかなければなりません。

今回の基本方針の素案の中で、寒川町が目指すべき学校規模を示していますが、アンケートにも表れているとおり、ある一定の学校規模を確保したほうがよいし、あわせて小規模の学校ではメリットもあるが、指導体制や学校運営上の課題が多く出てくるため、そうしたことについても、今後の地域懇談会等で周知していかなければならないと思えました。

以上でございます。

(木村町長)

ありがとうございました。それぞれ、各委員さんからもご意見をいただきました。

1点目につきましては、11ページにまとめが出ております。やはり町が目指すべき学校規模というのは、皆さん、内容的にはご理解いただいたと理解してございます。

本当に教育長からは財政的なご心配までしていただきましたけど、正直将来的な生徒数、人口推計等も出ておりますけども、これはあくまで現時点における推計であって、かなり総合計画等においても推計値が異なる部分も多分にあります。しかしながら、特に今、寒川の小・中学校のそれぞれ歴史をたどってみると、5ページにもそれぞれ学校の建物の建築年次、経過年数も出ておりますけども、本当に人口が急増したときに学校が建てられているという背景もあります。これは様々多くの企業、事業所の進出に伴って人口が急増して、多い年は1年に5,000人も増えたりした時期もございました。その当時の関係者の皆さんの苦労を考えると、今の学校配置というのは、ある意味やむを得ないのかなという部分もございます。しかしながら、現時点においてこれを将来的にこのままの配置の状況でよろしいかということ、やはり今の実情を考えると、学校内容によっても生徒数の規模も大きく異なってきております。そういった部分もやはり適正化、これもやはり見直さなければいけないのかなと思っておりますし、将来的な寒川町のまちづくりの形成の過程の中でも、そういう学校の配置、適正な場所に小学校あるいは中学校を配置するということは、大きなまちづくりの根本の一つの大きなテーマでもございます。

そういった中で、今回の適正規模、適正な学校規模というのは本当に大事なものだかと理解しておりますし、様々なご意見も伺った中でのまとめ、方向性が基準として出されておりますので、私もこの内容については非常に理解をしているところでございます。

いかがでしょうか。案件の1点目につきましては、本日協議した内容を踏まえまして、基本方針の策定を進めていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

<はいの声>

(木村町長)

ありがとうございます。

それでは、続きまして、協議事項の2点目に入りたいと思います。2点目といたしましては、寒川町立小・中学校適正化等基本方針（素案）のうちの学校の適正化等を進めるに当たっての留意事項、学校再編計画の策定についてでございます。寒川町立小・中学校の適正化を推進していくに当たっては、適正な

学校規模などのほか、様々な点について留意をしていく必要がございます。また、その先の学校再編計画の策定にも関係してくるところであります。こうした点につきまして、総合教育会議の協議調整事項であります、教育の条件整備に係る事案であることから、本会議においてその内容について協議をしてまいりたいと思います。

では事務担当より説明をお願いしたいと思います。

(教育政策課専任主幹（兼）学校教育課専任主幹)

それでは、引き続きよろしくお願ひいたします。それでは、学校の適正化を進めるに当たっての留意事項ということで、6点、(1)から(6)まで記載をさせていただいております。また、この6点を考えていく上で、まずもって、この学校適正化等の検討を契機とした、魅力ある学校づくりにつなげていくという視点が重要になってきます。そうしたことから、今後さらに求められるであろう取組への考え方について、12ページのほうをご覧くださいまして、構造図として整理させていただいております。

その構造図の一番下、学校適正化の推進ということがございますが、これが目指す子どもの姿さむかわっ子に向けて、様々な取組、様々な小目標を通じまして実現していくということで、構造図を作成してあります。

構造図では、学校規模の確保ですとか、指導体制の強化、また学校の環境整備といった部分の視点から、学校の新たな形づくりとして、3つの取組というものをご考えてございます。1つはコミュニティースクール、2つ目は小中一貫教育、3つ目は少人数教育ということで、この3つの取組を通じまして、教育環境のさらなる充実、指導力の向上、指導体制の充実、教育課程の内容の充実、また、さらには学校、地域、家庭との連携の強化というのを図りながら、目指す子どもの姿につなげていきたいと考えております。

13ページをご覧ください。新たな形づくりとしまして、先ほどの3つの取組について、説明が記載されております。1点目のコミュニティースクール、学校運営協議会制度につきましては、本町におきまして先進的に県内でも順次、町立小・中学校に導入を図っているところでございます。このコミュニティースクールにつきましては、保護者や地域住民が学校運営に参画することを通じて、教職員と地域の人々が目標や課題を共有し、学校の教育方針や教育活動に地域のニーズを的確かつ機動的に反映させることを可能とするものでございます。導入を積極的に本町では進めておるところでございますが、その一方で、やはり様々な課題も出てきておるところでございます。この課題については、ただ単に導入したことにとどまらず、改善について関係部局と連携しながら、検討していくということが重要になってございます。

また、この学校適正化との兼ね合いのところでは、このコミュニティースクールという仕組みの活用について、統合校を核としながら、旧通学地域の保護者、住民の間に新たな絆をつくりながら、さらなる地域づくりの推進につながるということも考えられるということで記載しておるところでございます。

2点目の取組で、小中一貫教育がございませう。こちらは、各自治体でも同じように学校適正化を図っている中で、小中一貫教育と絡めながら検討しているところも多くあります。小・中学校、義務教育におきましては、特に小学校と中学校間の環境の変化による子どもたちの様々な課題が生じております。

例えば、不登校や学習意欲等の部分でいわゆる中1ギャップというものがございます。この中1ギャップの解消ということ、こういったことを主に狙いながら、小中一貫教育の一番の狙いである義務教育9年間を一貫した教育課程を編成すること。こういったことが、今求められておるところでございます。

ですので、この再編を契機に、やはり我々も検討していかなければならないということがございます。小中一貫教育といいますと、つい1年生から9年生、小・中学校を併せたような義務教育学校といったものを想像しがちなんですが、それだけではなくて、様々な種類や施設形態がございませう。広くは、町内でも小学校と中学校が連携して授業交流などを行う小中連携教育というのを行ってきましたが、それをさらにより強く、教育課程を一貫して編成する小中一貫教育というものもございませう。義務教育学校以外にも、併設型の小・中学校、別々の小学校、中学校ではございませうが、基本教育9年間を一貫した教育課程を編成するというので、小中一貫という別の形もございませう。

14ページには施設の形態での違いもございませう。例えば一つの建物、または渡り廊下等につながっている施設一体型の形もあれば、道路を挟んだりしながら、小・中学校が隣り合っている、隣接しているような形の施設隣接型、また、離れた場所に位置する校舎を、小・中学校はそれぞれ分かれているという施設分離型ということも、様々な形態があることを示させていただいております。

また、3点目には、少人数教育ということで、取組を記載させていただいております。今日、誰1人取り残すことなく、全ての子どもたちの可能性を引き出す教育への転換が求められております。いわゆる個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であるとされておるところです。

そういったことから、国では公立の小学校の学級編制の標準を今年度から段階的に35人に引き下げることとなりました。本町の保護者、町民、教職員へのアンケートにおきましては、全ての属性において教員の目が一人一人の児童生徒に行き届くことが望まれておるところでございます。

そういったことから、小学校ではアンケートの望まれているような学級規模に対して、現状が今、平均の児童数について一致している状態でございますが、公立中学校におきましては、国の法改正の部分はそのままでございますので、学級編制の標準は40人ということになっております。そういったことで、少なくとも小学校同様の教育環境について検討するということについては、必要であるかなと言えるかと思ひます。

また、留意事項としては、そういったソフトの部分だけでなく、実質的な、また留意事項も必要となっております。(2)番としまして15ページには、適正な配置バランスということで記載があります。本町におきましては、かな



りコンパクトな町でございますので、小・中学校については、国基準よりも現在通学しやすい条件にしても、なお重複部分が生じる大変恵まれた状況にあります。

寒川町公共施設再編計画より、各小・中学校の半径2キロないし半径3キロの円を描いた図が示されておりますが、ある意味、密な状態ということが、こちらからも伺えるかなと思います。しかしながら、適正化を通じまして児童生徒の居住分布に応じたバランスの取れた学校配置というのは、目指していかなければならないのかというところでございます。また、この学校の配置に当たっては、児童生徒の通学条件を考慮することが必要であるということで記載させていただいております。

(3) 番にはその通学条件に関する部分というところで記載、通学時の安全等ということで示させていただいております。通学時の安全確保、また通学に伴う児童生徒の体力的、精神的な負担を念頭に、通学距離及び通学手段を考慮した学校配置を進めなければなりません。そうしたことから、16ページにございますが、本町においての通学環境の整備についての基準を示させていただいております。本町におきましては、交通事情等の状況を考えますと、安全上、自転車通学が困難であるということから、徒歩による通学を原則とするということがございます。また、そうした徒歩での通学を前提とした上で望ましい通学距離というのは、国の示しています基準、小学校では4キロメートル、中学校では6キロメートルという、そういった基準よりもさらに半分になります。小学校ではおおむね2キロメートル以内、中学校ではおおむね3キロメートル以内ということで、具体的な基準を示しておるところでございます。

また、16ページの下のほうになりますが、(4) 番、校舎の安全等ということで、先ほど来、ご説明がありますが、町の公共施設につきましては、建築後かなり老朽化が進んでおります。これは学校教育施設についても、同様でございますので、児童生徒の生活の場でもある校舎の安全を第一に、老朽化対策などの整備を進めていかなければなりません。

ただ、そうしたハードの面というところで、老朽化対策という考えだけではなくて、未来志向を持った上で、今後の新しい時代の学びやとなることを目指すことが大切であると記載させていただいております。

また、17ページの(5) 番におきましては、児童生徒への配慮ということが必要であるということで記載しております。学校適正化を行っていく中で、やはり児童生徒にとって学習環境、生活環境が大きく変化することが予想されます。児童生徒のそうした中での不安等を可能な限り軽減するという配慮が大切であること。この配慮については、適正化の事前はもちろんのこと、事後についても継続的に行うことが必要であると、具体的な工夫ということで形としてしっかりと取り組むことが必要であるということで記載させていただいております。

また(6) 番、最後としましては、地域への配慮ということも必要でございます。児童生徒の教育の場という役割の学校だけでなく、地域の避難所、交流

の場としての役割も学校には併せ持っております。学校が教育施設だけでない機能がある中、地域においてやはりしっかりと意見交換をしながら丁寧に進めていくことが重要であるということで、記載をさせていただいております。

そして、最後に大きな4番としまして、仮称ではありますが、寒川町立小・中学校再編計画の策定ということで、この基本方針が関係の計画や町の上位計画との整合性を図りながら、目指すべき望ましい教育環境づくりに向けて、また、今後の再編計画に向けての方針ということで定めていくということで、その流れが、記載させていただいております。

こういったところから、様々記載をさせていただいている中で、またハード面の複合化というところで、学校教育施設以外の公共施設全体との兼ね合いのところでも、検討の中でも複合化についても検討を図っていくということはもちろんでございますが、また具体というところにつきましては、本基本方針を踏まえた計画策定後に、さらに具体的に検討していくことが必要であるということで記載させていただいております。

事務局からは、以上でございます。

(木村町長)

ありがとうございました。説明が終わりました。

協議案件の2点目でございますけども、本当に今、説明の中にもありましたように、寒川町は地形的には本当に平たんな地形の中に学校が配置されているということで、国基準はもとより他の自治体の学校配置に比べても非常に密な状況にある。ある意味、寒川の特徴でもあるかと思えます。ある意味、そういった利点等も今後は生かしながら、そういった中で子どもたちにより充実した教育環境を提供する、できるということに尽くしていかなければいけないのかなと思っております。

私自身、この説明を聞いていて、学校の新たな形づくりということで、コミュニティースクールも既に取り入れている学校もございますが、小中一貫教育、あるいは少人数教育など、今後の寒川町の教育を考える上で重要な内容が大変含まれております。今後、先行事例、あるいは様々な研究成果等を踏まえて、十分に検討を重ねていただきたいという思いでございます。

それでは、また恐縮でございますけども、委員の皆様からご発言をお願いしたいと思います。大川委員より順次お願いいたします。

(大川委員)

コミュニティースクール、小中一貫教育、少人数教育、それについて実施するとしたら、こんなことに留意してほしいということについて述べさせていただきたいと思えます。

まず、コミュニティースクールですが、事務局からも説明があったように、地域の方のお力で学校教育を支援してくださる。そうすると、今まで以上に学習内容の理解や子どもたちの人間性の向上が期待されます。子どもたちは、人

としての成長に必要な栄養素をいっぱいいただけるということになります。そのためにも、以前いただいた資料4のこれまでの課題にある、人脈の広がりやどうつくるのか、その工夫や取組が大切になると思います。

コミュニティースクールを運営する上で、やはりいろいろな人の協力を求めないといけないというところなんです、その人脈をどうやってつくっていくのか。私のこれ一押しは、町役場だとか、あるいは公民館の方に相談するというのが一番いいのではないかなと思っております。役場や公民館には地域の方のいろいろな活動やサークル人材について、実によくご存じの方がいっぱいいらっしゃいます。そういう方に学校は相談して活動をコーディネートしていく。そのことによって、課題解決の道が開けてくるのではないかなと思っております。

また、公民館でも、定例会なんかのときに、よく話が出てくるんですが、サークルへの支援などを積極的に今、行ってくださっています。こういう人的な財産が増える方向での活動が展開されていくと、コミュニティースクールが有効に機能していく。とてもいい状態になっていくのではないかなと思っております。この寒川町という地域のことがよく分かるというコンパクトな町ならではのメリットを生かして、コミュニティースクールを運営していただきたいと思います。

次に、小中一貫教育ですが、このシステムを有効に活用するには、例えば小学校と中学校の両方の教員免許を持った先生の採用を増やすことが大切になってくるのではないかなと思ってはいますが、現状では、どうでしょうね。難しいんじゃないかなと私は思っています。ならば、義務教育9年間の一貫した系統的な教育課程を編成し、授業や行事で協力していくという小中連携教育で、互いのよさを引き出していくほうがよいのではないかなと思っています。

幸いこの町には、寒小中研という小学校と中学校の教師が一緒になる研究会があり、互いに授業参観や意見交流会を行っております。この会を発展させて活動を工夫していけば、よいものが子どもたちに与えることができるのではないかなと思っております。

次に、少人数教育ですが、ある県で30人程度学級とそうでない学級を比較したら、30人程度学級のほうが学力が向上して検査の結果もよくなった。また、問題行動が減少しているという新聞記事を幾つか目にしております。先ほどの事務局からの説明にあった少人数教育の資料も、同様のことが言えています。幸いこれも寒川町でも町長さんをはじめ、皆様のご尽力で35人学級の導入が進んでおります。これは30人程度学級に近づくことができる学級規模に今なっており、これからが期待される、楽しみなところでもあります。学校は、今後、この少人数教育のより効果的な授業形態とか、指導方法などの研究を積み重ねて、このシステムを非常に有効に活用して、子どもたちによいものを与えてほしいと思います。

長くなって申し訳ありませんが、最後は、学校適正規模の再編のために、通学路の問題が出てくると思います。特に通学路が長くなる場合、距離的にはそ

んなに長いものではないのですが、中に危険箇所が数か所、場合によっては複数か所、危険箇所が出てしまうというケースもあろうかと思えます。この縁石やガードレールの設置などが、通学路の安全対策を進める上ではとても大事ななと思っております。そういう意味で、単に距離だけではなく、危険箇所の解消に向けて、これを早めに計画的に進めていただけたらなと思っております。以上であります。

(木村町長)

ありがとうございます。それでは大関委員、よろしくお願いします。

(大関委員)

今みたいにちょっと長くは言えないんですけども、やはりこの資料を見ていまして、とてもよくできているなと思っで見えていました。自分は保護者の立場ですけど、これだったらどうなのということが全て書かれているような状況で、本当に言えば、もうこれいいチャンスなのかなと捉えながら見ておりました。いいチャンスなのかなというのは、将来的に学校編成を通して数が減ったときに、嫌だなと思うのではなくて楽しみだなと思える学校づくりがこれからできるのかなと思っております。

これをもっと詰めてさえいけば、本当にあと何年でこういう学校ができるのか。楽しみだなあと保護者の方みんなが言ってもらえるような体制づくりをしてしまえば、未来につながってくるのではないかなと思っておりますので、こんな感じで進めていただければいいのではないかなと、自分では思っております。

(木村町長)

ありがとうございます。次に小川委員、お願いします。

(小川委員)

学校の適正化等を進めるに当たっての留意事項ですけども、保護者の願いというのは、まず、朝、子どもが「行ってきます」と出かけていった。そして元気に「ただいま」と帰って来てくれることが、もう第一だと思います。昔に比べて交通量が増していますので、学校を配置するに当たっての通学時の距離、それから手段に関しても十分に考慮することが大事だと考えます。

そして町長から5ページの建物の劣化度のお話も先ほどありましたけれども、もちろん校舎の安全性というのも大切だと思います。建物はそうなんですけれども、時代によって教育の内容が変化しています。このところ本当に大きな変化があると思っております。学習環境というのも、その変化に合わせて改善すべきだと考えています。

今はタブレットが机の上に1人1台載る時代ですので、机の大きさもそうなんですけれども、寒川町の子どもたちがこの町で学んでよかったなって、学習

することができてよかったなと思えるような町であってほしいので、建物の整備に関しましても、長期的な視野に立って考えていきたいなと思っております。

財政的なこともあるでしょうけれども、それに至っては例えば学校の配置を近くして、学校間で共有できるものは共有するとか公共施設を共有できるんだったら利用するとか、効率的であり、また持続可能な町の政策と併せてそういったところを考えていただくと、強いてはそれが地域の配慮にもつながるのではないかなと考えます。

学校の新たな形づくりなんですけれども、多様性を認め合って誰一人として取り残さない社会をつくるために、どのような形がよいのかというのが、安全な通学路という1つです。そしてもう一つ、質の高い教育という2点を念頭に置いて、今後どのような形がいいのか、検討を細かく重ねていく必要があると思います。

以上です。

(木村町長)

ありがとうございます。布谷委員、お願いします。

(布谷委員)

新たな形づくりに向けてと、3本柱ですか。これが、1、コミュニティースクール、2、小中一貫教育、3、少人数教育ということで明確に示されておりますので、これらはどれも重要であると。今後、これらの取組を進めていく。これらを取り組んでいく上で、みんなが共通認識として、この3本柱は、これとこれとこれというような形で浸透していくということは、すごく大切なことかなと思います。

これらの3点は、先ほど説明にもあったかと思うんですけど、以前から少しずつだとは思いますが、現場で実際に取り組んでいるところなんですね。ですから、今までのそういった実績も踏まえながら、また、町長さんがおっしゃったように他県であったりとか、他市であったり、他地区の先行事例を積極的に取り入れながら、以降、加味しながら、よりよい方向を探っていくなんていうのも、必要なんじゃないかなと思います。

あとは、寒川町がやっぱりコンパクトだというようなお話、一時期、特色ある学校づくりということで、私たち一生懸命、学校の特色を出していこうということで頑張った経緯があるんですが、今度はもっと広げて特色ある町として、寒川町がこの規模のよさというか、本当にあったかい町だなと私感じるんです。だから、そういうのを外に向けてアピールする。豊かな、教育の質も高いというようなことも備えていって、それを外に向かってアピールすることとはとても大事で、教育についてのハード面、ソフト面がすぐれているということが分かると、子育て世代にとってもすごい魅力的な町になるので、たくさん入ってくる。寒川町っていいねといって、どんどん流入してくるというか。

そして寒川町がよりどんどん栄えていくような、やっぱり充実、そしてそれを外に向けてとって、そんな元気のある町にしていきたいなあなんて思いました。そうですね。

以上です。

(木村町長)

ありがとうございます。では教育長、お願いします。

(大澤教育長)

それでは、私から学校の新たな形づくりに向けて、少しお話しさせていただき、その後、1点目にコミュニティースクール、2点目に小中一貫教育について、3点目に少人数教育について述べさせていただきたいと思います。

かつて、今から四十数年前、小谷小学校が開校したときに、小谷小学校は地域の方々から、おらが学校として本当に親しまれ愛されました。開校2年目に始まった田んぼ学習については、今でもまだ続けております。やはりそういった本当に地域から親しまれ愛されるような学校というのが、これからも大事なことかなと、今、ふと思い出しました。

それでは、先ほど学校の適正化等を進めるに当たって、教育の充実、子どもの視点という話をしましたが、留意事項の1番目に学校の新たな形づくりとして教育内容の充実に関する項目を掲げたことは大変重要であります。学校適正化を契機として、ソフト面、ハード面の両面から、新しい時代に対応する魅力ある学校づくりをしていければと思っております。

それで、1点目のコミュニティースクールでございますが、これについては、令和元年度に寒川小学校に湘南三浦管内では初めてコミュニティースクールを導入いたしました。各方面からその活動内容等が大変注目されたところでございますが、令和2年度はまさにコロナ禍の中で、学校も3月から5月まで臨時休校になるなど、なかなかそういうコミュニティースクールの活動ができなかったということで、令和2年度については、ほかの学校への導入は見送っております。

令和3年度は、寒川小学校のほかに小谷小学校、東中学校にコミュニティースクールを導入しました。コロナで活動できない部分もありましたが、できる範囲内のところで現在活動をしてもらっております。来年ですけれども、来年は旭小学校と南小学校と寒川中学校、この3校に新たに導入する予定です。令和5年度については最後になりますが、一之宮小学校と旭が丘中学校に導入予定で、令和5年度までに町内8校にコミュニティースクールを導入してまいりたいと考えております。今後、地域の様々な方々の知恵や地域の教育資源をフルに活用しながら、寒川版のコミュニティースクールを目指し、学校運営に生かしていただきたいと思いますと考えております。

2点目の小中一貫教育についてですが、先ほど事務局よりも説明が簡単にございましたが、平成26年の法令改正によりまして、従来の小中一貫校は義務

教育学校というものに名称が変更されました。小中一貫教育というとは、つい修業年限が9年間の義務教育学校を思い浮かべる方が多いかと思いますが、小中一貫教育の本質は、義務教育9年を見通した教育課程を編成し、小・中学校の円滑な接続を図るもので、義務教育学校以外にも、小中一貫型の小・中学校があります。小中一貫教育については、十分な理解がなされていないことから、今後の地域懇談会等を通じて、保護者や地域、教員に対して周知をしていく必要があるのではないかなど考えております。

次に、少人数教育についてでございますが、少人数学級については、小学校では国の法改正を受けて、今年度から順次、学級編制の上限を35人とされることとなりましたが、現在の町の1クラスの平均児童数も30人程度で、アンケートを通じた願いと現状が一致しています。中学校では、依然として上限が40人のままであるため、国の動向を見据えながら検討していかなければなりません。

少人数教育自体は、アンケートにもあるように教員の負担を軽減し、子ども一人一人にきめ細やかな指導ができるという点から、大変よいことであります。しかし、先日、文部科学省が公表した教員不足の実態に関する初めての全国調査の結果を見れば、全国的に教員が2,558人不足していたことから、財政面も含めて教員の確保などの課題など、総合的に検討していかなければなりません。

いずれにしろ、来年6月までには計画の策定をしていかなければならないわけですので、大変ハードな日程になります。特に地域懇談会においては、総論賛成、各論反対ということにならないよう、関係団体との調整を図りながら、十分な説明を尽くす必要があると思います。

また、地域懇談会においては、ある程度、町としての考え方や方向性についても示しながら、理解を図っていくことも大事ではないかと考えています。限られた期間の中で、なかなか対面での検討委員会を開催することが難しくなってきていますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

(木村町長)

ありがとうございます。

今、教育長から、この方針の策定は、来年6月とありましたが。

(大澤教育長)

最終的な計画の策定は来年の6月になります。

(教育政策課長)

本日、皆様にご説明をさせていただきました基本方針については、今年度中と申しますか、若干、来年度当初入りますけれども、まず、方針を立てたいと思ひます。

令和5年の6月末までには、その方針に基づいて策定をしようと思っております、具体的な学校再編計画をつくりたいということで進めたいと思っております。

(木村町長)

当然ながら基本方針ですから、具体の部分の触れられる点もあろうかと思えますけれども、そんなに議論がどうこうという部分は私はないと思っています。ですから、この基本方針については、本当に今年度中というのはちょっときついかもかもしれませんけれども、令和4年当初にぜひまとめていただきたい。そうしないことには、肝腎な計画、あるいは具体の学校の今後の在り方、そういった議論、本来の皆さんの意見を伺う部分が先送りになってしまいます。

やはり早めに考え方をまず、町教育委員会、寒川町としての考えはこうですよ。この考えに基づいて具体案を皆さんにお示ししますという形を早急にどうか早い段階で計画的に進めてください。これは町民の方、多くの方がそう思っておられますし、これから子どもたちが学校へ上がる年代の方もそうでしょうし、卒業された方もそうでしょうし、あらゆる部分で教育というのは、在学中の問題だけではありませんから。やはり子どもたちの成長過程を見るし、町のある意味成長の一つの形、別の側面かと思っていますので、様々なご意見もあろうと思います。本当にこの協議事項2点については、大事な部分でございますので、今後のパブコメ等の結果等も出てくる部分もありますけれども、方針の策定はまず早めに決めていただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

では、協議事項が2点、今、協議は皆さんからご意見もいただいて、お話ししたんですが、どうしても、この席でお話ししたい点がもしございましたら、お伺いします。

もし何かご意見、ご発言がございましたら、よろしく申し上げます。いかがでしょうか。よろしいですか。

<特に意見等なし>

## 5. その他

(木村町長)

それでは、次第の最後になりますが、その他でございます。何か皆様のほうから、この本日の協議事項以外の点で何かお話があれば申し上げます。

事務局のほうは、いかがでしょうか。

(教育政策課長)

特にございません。



(木村町長)

ないようでございます。

それでは、本日の会議を閉じたいと思います。なお、付け加えさせていただくならば、本当に皆様におかれましては、コロナの感染予防については重ねてお願いをしたいなと思っております。

今、非常に子どもさんも含めて学校関係、あるいは町の職員も実際に陽性者も出ております。これは家庭内感染が非常に多く疑われておりますので、職場だけではなく、地域に戻られてからもぜひ十分感染予防対策を講じていただきたいなと思っております。最後に少し付け加えさせていただきました。

## 6. 閉会

(木村町長)

それでは、本日、お忙しい中、ご出席ありがとうございます。以上をもちまして、今年度第3回となりました、寒川町総合教育会議を終了したいと思います。ありがとうございます。

— 了 —

上記会議録の顛末を記載し相違ないことを証してここに記載する。

令和4年3月28日

承認委員 大川勝徳